

## 航空機整備施設入居者募集について

次のとおり入居者を募集する。

平成 25 年 11 月 13 日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

### 1 募集目的

本県では、那覇空港内に航空機整備施設（航空機の重整備、ペイント機能を備えた格納庫及び付属棟等。以下「施設」という。）の拠点を早期に建設し、航空機整備業を行う者に使用させることにより、国内外から航空機整備関連産業の集積を図ることとしている。

これにより、那覇空港を基盤とする新たな臨空型産業及び雇用の創出を図るとともに、本県における自立型経済の構築を促進する。

本募集では、施設の入居内定を受ける者（以下「入居内定者」という。）を選考し、県と入居内定者が、拠点施設の整備を推進していくことで、施設の効用を高めていくことを目的とする。

### 2 応募要件

- (1) 既設法人が青色申告書を提出する法人であること。
- (2) 既設法人が航空法第20条第1項の規定により整備の認定を受けた実績を有する法人若しくはグループであること。
- (3) 当該事業に関して、県内新規雇用予定者の数が事業開始から3年間で30人以上であること。
- (4) 当該事業資金の調達能力を有している法人であること。
- (5) 既設法人が直近3年間に税を滞納していない法人であること。

### 3 募集期間

公告のあった日から平成 25 年 12 月 11 日（水）午後 5 時 15 分まで

### 4 申込方法

入居希望者は、航空機整備施設入居者募集要綱に基づき、関係書類を提出してください（10部）。

なお、提出方法は持参とし、必ず期日までに提出してください。

### 5 募集に関する質問

#### (1) 質問期間

公告のあった日から平成 25 年 11 月 27 日（水）午後 5 時 15 分まで

#### (2) 質問方法

質問書（別添様式）により F A X（受信確認を行うこと。）又は電子メールで提出してください。

ただし、質問内容は、本公告及び入居申込書他関係書類に関することとし、入居申込者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある質問にはお答えできません。

#### (3) 回答日

平成 25 年 12 月 3 日（火）

(4) 回答方法

質問者に電子メールで回答するとともに、沖縄県ホームページに掲載します。

(<http://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>)

**6 募集要綱、申込様式及び関係書類等**

- (1) 航空機整備施設入居者募集要綱、別紙
- (2) 航空機整備施設入居申込書（第1号様式）他関係書類
- (3) 質問書

**7 入居者選考結果**

入居者選考結果については、応募者全員に電子メールで通知するものとし、沖縄県ホームページでも公表します。

なお、選考結果に対する異議及び電話等によるお問い合わせには応じられません。

**8 申込及び問い合わせ等**

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 8階

沖縄県商工労働部国際物流推進課国際物流拠点班 担当：中村、入部

電話番号：098-866-2340 FAX番号：098-866-2526

電子メール：aa050050@pref.okinawa.lg.jp